

付録D-1 自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録

第一条

1 この付録の規定の適用上、

「付録締約国」とは、場合に依り、日本国又はアメリカ合衆国をいう。

「自動車」とは、統一システムの第八七・〇三項又は第八七・〇四項に分類される産品をいう。

「原産自動車」とは、第三章（原産地規則及び原産地手続）の規定に従って原産品とされる自動車をいう。

「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定の貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）をいう。

この付録で使用される用語の定義であつて貿易の技術的障害に関する協定附属書一に含まれているもの（同附属書の柱書き及び注釈を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この付録に組み込まれ、この付録の一部を成す。

- 2 次条から第四条までの規定は、4及び5に規定する場合を除くほか、両付録締約国間の自動車の貿易に影響を及ぼす可能性がある中央政府機関による全ての強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について適用する。
- 3 この付録において強制規格、任意規格及び適合性評価手続というときは、これらの改正及びこれらを対象となる製品の追加又はこれらに係る規則の追加を含むものとし、重要でない性格の改正及び追加を除く。
- 4 この付録の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する技術仕様については、適用しない。当該仕様は、第十五章（政府調達）の規定の適用を受ける。
- 5 この付録の規定は、衛生植物検疫措置については、適用しない。衛生植物検疫措置は、第七章（衛生植物検疫措置）の規定の適用を受ける。
- 6 付録締約国以外のいずれの締約国も、この付録の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならず、また、この協定の下で生ずる問題について、第七条の規定による紛争解決を求めてはならない。いずれの付録締約国も、第六条から第八条までの規定の下で生ずる

問題に関する第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害について、同章の規定による紛争解決を求めてはならない。

## 第二条

1 各付録締約国は、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.10</sup>及び<sup>5.7</sup>に規定する緊急事態の場合を除くほか、自動車の設計又は技術について実質的な変更を必要とする強制規格又は適合性評価手続については、当該強制規格又は適合性評価手続の公表の日と当該強制規格又は適合性評価手続を遵守することが義務付けられる日との間に、通常十二箇月以上の期間を置く。

2 各付録締約国は、規制その他の措置であつて、自動車の認証、輸入、販売、流通又は機能に著しく影響を及ぼすものにつながり得る助言又は勧告を中央政府機関に対しコンセンサス方式によつて行うために当該中央政府機関によつて設立され、又はその指示の下で運営される諮問委員会その他これに類する組織が透明性のある方法で設立され、及び運営されることを確保する（注1）。このため、各付録締約国は、自国の法令に従い次のことを確保する（注2、注3）。

注1 この2の規定の適用上、諮問委員会その他これに類する組織には、専ら中央政府の常勤の職員若しくは被用者若しくは常任

の非常勤の職員若しくは被用者から成り、又は専ら中央政府の常勤の職員若しくは被用者若しくは常任の非常勤の職員若しくは被用者及び公的資格で行動する地方政府の選出された公職にある者から成る委員会並びに公職にある者と会合する組織（その会合の出席者から個人としての助言を求めるが、組織全体としての助言を求めない場合に限る。）を含まない。

注2 アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国法典第五編付録において法典化された連邦諮問委員会法（第九十二議会の公法第四百六十三号）並びにその改正及び実施規則に基づき、諮問委員会その他これに類する組織を設立し、及び運営することにより、この2の規定に基づく自国の義務を遵守する。

注3 日本国は、中央政府機関によって設立されていないが、その指示の下で運営される諮問委員会その他これに類する組織に關し、当該諮問委員会その他これに類する組織に対して(b)から(e)までの規定に従って行動する契約上の義務を負うことを要求することにより、(b)から(e)までの規定に基づく義務を履行する。

- (a) 当該諮問委員会その他これに類する組織の設置について適時に公表すること。
- (b) 当該諮問委員会その他これに類する組織の会合について適時に公表すること。
- (c) 当該諮問委員会その他これに類する組織の会合を公開すること。
- (d) 利害関係者が、当該諮問委員会その他これに類する組織の会合に出席し、又は意見書を提出する機会

を有すること。

(e) 当該諮問委員会その他これに類する組織が入手可能であり、又は作成した詳細な会合の議事録その他文書を、公に入手可能なものとする事。

3 (a) 各付録締約国は、自らが作成している自動車に影響を及ぼす強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関して意見を求めるために政府の職員ではない専門家(注1)又は利害関係者に書面による情報を最初に提供する日までに(注2)、公式ウェブサイトで当該情報を公表すること等により、同一の情報を公に入手可能なものとする。

注1 この3の規定の適用上、「政府の職員ではない専門家」には、日本国が作成している自動車に影響を及ぼす強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関する専門知識を有し、及び政府の専門家の秘密の保護に関する法的義務と同等の法的義務を有する日本国の独立行政法人の被用者を含まない。

注2 アメリカ合衆国は、規制の案又は改正案についての意見を要請する旨を連邦官報において公告する時に、意見を求めるために政府の職員ではない専門家又は利害関係者に情報を最初に提供する。

(b) (a)の規定に基づいて情報の提供を行う付録締約国は、当該情報の提供の後、他方の付録締約国の要請

に応じ、該当する強制規格、任意規格又は適合性評価手続について追加的に入手可能な情報（規制に関する他の検討中の取組方法並びにそのような規制措置及び当該取組方法の影響の分析に関するものを含む。）の提供を行う（注）。

注 この3の規定は、付録締約国が関連する国内手続又は国内機関を通じて作成している強制規格、任意規格及び適合性評価手続（政府間標準化機関の作業の変換し、又は編入することにより作成しているものを含む。）について適用するが、一方の付録締約国が政府間標準化機関において他方の付録締約国又は付録締約国ではない国と共に作成している強制規格、任意規格及び適合性評価手続については、適用しない。

4 (a) 各付録締約国は、自動車に影響を及ぼす強制規格、任意規格又は適合性評価手続を定める自国の重要な規制の実施後の見直しを定期的に（注）行うよう努める。

注 「定期的に」とは、原則として、措置が採用された日の後十年以内に少なくとも一回、その後は適当な場合に行うことを意味する。

(b) この4の規定の適用上、「実施後の見直し」とは、強制規格、任意規格又は適合性評価手続が実施された後に行われる当該強制規格、任意規格又は適合性評価手続の実効性についての検討（適当な場合に

は、当該強制規格、任意規格又は適合性評価手続がその目的を達成するかどうか、当該強制規格、任意規格又は適合性評価手続により課される負担及び当該強制規格、任意規格又は適合性評価手続と付録締約国が採用した他の強制規格、任意規格又は適合性評価手続との両立性についての評価を含む。）をいう（注）。

注 この4の規定は、付録締約国に対して、実施後の見直しを行う際に、強制規格、任意規格又は適合性評価手続と地方政府機関によって採用された強制規格、任意規格又は適合性評価手続との両立性について評価することを要求するものではない。

### 第三条

1 両付録締約国は、自動車の環境性能及び安全についての任意規格を調和させるため、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（以下「千九百九十八年協定」という。）の下での活動を含め、二国間で協力する。

2 各付録締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.2に定める範囲内において、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように自動車に関する強制規格が立案され、制定され、又は適用されないことを確保する。このため、自動車に関する強制規格は、正当な目

的が達成できないことによつて生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であつてはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は製品の意図された最終用途を含む。

3 いずれの付録締約国も、規制されていない新たな技術又は新たな特性を取り入れた自動車製品であることを理由として、当該自動車製品を自国の市場に出すことを妨げ、又は不当に遅延させてはならない。ただし、当該付録締約国が、科学上又は技術上の情報に基づき、当該新たな技術又は新たな特性が人の健康若しくは安全又は環境に危険をもたらすと認める場合は、この限りでない（注1、注2）。

注1 科学上又は技術上の情報には、消費者の苦情若しくは事故の調査、試験又は自動車分野における技術の性能に関し製造者から得られるデータに基づく評価を含めることができる。

注2 この3の規定は、自動車製品が新たな技術又は新たな特性を取り入れているかどうかにかかわらず、自動車製品に一般的に適用される人の健康若しくは安全又は環境に係る要件に当該自動車製品が適合することを付録締約国が要求することを妨げる

ものではない。

4 付録締約国が、自動車製品が人の健康若しくは安全又は環境に危険をもたらす新たな技術又は新たな特性を取り入れていることを理由として、当該自動車製品を市場に出すことを拒否し、又は市場からの回収を要求することを決定する場合には、当該付録締約国は、当該自動車製品の輸入者に対しその決定を直ちに通知する。その通知には、関連する全ての科学上又は技術上の情報を含む。

5 各付録締約国は、新たな技術又は新たな特性を取り入れた自動車の自国の領域内における実演、展示又は路上試験を目的とする一時輸入のための効率的な手続を採用し、又は維持する。各付録締約国は、当該自動車が出来適用される任意規格又は強制規格に適合するかどうかにかかわらず、当該手続に従って、当該自動車の自国への輸入を円滑にする（注）。

注 この5の規定は、付録締約国が、当該手続の下で輸入される自動車について、この5に規定する目的のために輸入される自動車の用途に応じて最低限必要な安全及び環境性能の水準を満たすことを要求することを妨げない。

6 (a) 日本国の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下この条において「道路運送車両法」という。）に基づく日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定した安全規則の要件（注

1) に関し、日本国の権限のある当局が、アメリカ合衆国の FMVSS の一の要件が対応する道路運送車両法に基づく一の要件よりも緩やかなものでないと認める場合には、統一システムの第八七・〇三項に分類されるアメリカ合衆国からの原産自動車であつて、アメリカ合衆国の FMVSS の当該一の要件に適合するものについては、道路運送車両法に基づく当該一の要件に適合するものとみなす。そのような待遇については、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更され、変更された要件が従前よりも実質的に厳しいものにならない限り、適用する(注2)。この場合には、日本国は、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更された日の後、通常十二箇月以上の期間、そのような待遇を引き続き与える。

注1 この(a)の規定の適用のために道路運送車両法に基づく日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定した安全規則の要件は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の下で採択された規則(以下「国際連合規則」という。)、千九百九十八年協定の下で作成された規則(以下「GTR」という。))及びアメリカ合衆国の FMVSS のいずれにも準拠していないものである。

注2 道路運送車両法に基づく日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定した要件について今後行われる変更に

関し、日本国は、その変更された要件が国際連合規則又はGTRに準拠しており、実質的に変更前の要件より結果として厳しいものになるかどうかを検討する。

- (b) 日本国は、統一システムの第八七・〇三項に分類されるアメリカ合衆国からの原産自動車であつて、日本国における当該原産自動車の最初の検査の時に道路運送車両法に基づく要件に適合すると(a)の規定に従つてみなされたものを修理し、又は整備するために必要な自動車部品の輸入及び使用を許可する。ただし、当該部品が、当該原産自動車の最初の検査の時に当該原産自動車に当初装着されていた部品と同じ仕様に合致することを条件とする。

- (c) この6の規定の適用上、

「アメリカ合衆国のFMVSS」とは、アメリカ合衆国の連邦自動車安全基準をいう。

「最初の検査」とは、自動車が日本国における輸送に用いられるために道路運送車両法に従つて受けなければならない検査をいう。

#### 第四条

- 1 日本国は、輸入自動車特別取扱制度の下で、この協定が自国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる

日に適用していない要件であつて、輸入自動車特別取扱制度の下での輸入者の負担（複雑性及び費用を含む。）を増大させるものを採用してはならない。ただし、当該効力を生ずる日の後前条２の規定に適合する方法で立案し、制定し、及び適用する新たな強制規格若しくは現行の強制規格の改正に関する要件又は輸入自動車特別取扱制度の下で提供される役務の費用に応じた手数料及び課徴金の増大を除く。

２ 日本国は、輸入自動車特別取扱制度及びその関連する規制が、中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置（注１）の対象から輸入自動車特別取扱制度の下で輸入された自動車を排除しない方法で制定され、及び適用されることを確保する（注２）。

注１ 中央政府機関の財政上の奨励措置には、他の団体（地方政府機関を含む。）により実施される措置を含む。

注２ この２の規定は、この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日前に、関係当局が輸入自動車特別取扱制度に係る文書を受領した自動車については、適用しない。

３ この条の規定の適用上、「輸入自動車特別取扱制度」とは、日本国の国土交通大臣の通知に従つて、それぞれの型式ごとに指定された台数までの輸入された自動車に対してのみ実施される簡易な適合性評価手続をいう。

## 第五条

付録締約国は、自動車の流通施設又は修理施設の設立に適用される土地の用途に係る規制に関し、中央政府において法令を維持し、及び適用する限りにおいて、当該法令が透明性のある、かつ、無差別な方法で適用されることを確保する（注）。

注 アメリカ合衆国は、この条に規定する土地の用途に係る規制に関して法令を制定していない。

## 第六条

一方の付録締約国は、第六章（貿易上の救済）の規定に従い、経過期間中に限り、統一システムの第八七・〇三項又は第八七・〇四項に分類される他方の付録締約国からの原産自動車に対する経過的セーフガード措置を、次の手続上の修正を加えてとることができる。

(a) 第六・一条（定義）に定める経過期間の定義に代えて、次の定義を適用する。

「経過期間」とは、この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日に開始し、特定の産品についての関税の段階的な撤廃の期間の終了の後十年を経過する日に終了する期間をいう。

(b) 第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）2の規定に代えて、次の規定を適用する。

いずれの付録締約国も、二年を超えて経過的セーフガード措置をとってはならない。ただし、当該経過的セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であると当該経過的セーフガード措置をとる付録締約国の権限のある当局が第六・五条（調査手続及び透明性の要件）に定める手続に従って決定した場合には、二年の期間を二年を限度として延長することができる。

(c) 第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）4及び6の規定は、適用しない。

(d) 第六・七条（補償）1及び2の規定に代えて、次の規定を適用する。

(i) 経過的セーフガード措置をとる一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該増大分と等価値の譲許を行うことにより、貿易の自由化に資する適当な補償について相互に合意するために他方の付録締約国と協議する。当該一方の付録締約国は、当該経過的セーフガード措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。

(ii) 産品に対して経過的セーフガード措置がとられる付録締約国は、(i)に規定する協議がその開始の後

三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的セーフガード措置をとる付録締約国との貿易について実質的に等価値の譲許の適用を停止することができる。

- (iii) (ii)に規定する譲許の適用を停止する権利は、経過的セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間については、行使されてはならない。

## 第七条

- 1 この条の規定の適用上、第二十八・一条（定義）に定める定義を準用する（注）。

注 この1の規定の適用上、第二十八・一条（定義）中「第二十八・五条（協議）1」、「第二十八・七条（パネルの設置）」及び「第二十八・七条（パネルの設置）1」とあるのは、それぞれ「3」、「4」及び「4(a)」と読み替えるものとする。

- 2 付録締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題であつて自動車に関するものにつき、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・五条（協議）、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）、第二十八・七条（パネルの設置）、第二十八・八条（付託事項）、第二十八・九条（パネルの構成）、第二十八・十條（パネルの構成員の資格）、第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）、

第二十八・十二条（パネルの任務）、第二十八・十三条（パネルの手続規則）、第二十八・十四条（第三国の参加）、第二十八・十五条（専門家の役割）、第二十八・十六条（手続の停止又は終了）、第二十八・十七条（最初の報告書）、第二十八・十八条（最終報告書）、第二十八・十九条（最終報告書の実施）、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））及び第二十八・二十一条（履行状況の審査）に定める手続に代えて、この条に規定する紛争解決手続を開始することができる（注）。

注 いずれの付録締約国も、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない問題について、この条の規定による紛争解決を求めてはならない。

3 (a) 付録締約国は、2に定める問題について、他方の付録締約国との協議を要請することができる。当該協議の要請を行う付録締約国は、当該要請を書面で行うものとし、当該書面に、当該要請の理由（問題となっている実際の措置、措置の案その他の事項の特定及び申立ての法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。当該要請を行う付録締約国は、第二十七・五条（連絡部局）1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、当該要請を他の締約国に対して同時に送付する。

(b) 協議の要請を受ける付録締約国は、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の受

領の日の後七日以内に当該要請に対して書面により回答する（注）。当該協議の要請を受ける付録締約国は、(a)に規定する総合的な連絡部局を通じて自国の回答を他の締約国に対して同時に送付し、及び誠実に協議を開始する。

注 協議の要請を受ける付録締約国は、この(b)に定める期間内に回答しない場合には、協議の要請を行う付録締約国が当該要請を送付した日の後七日目の日に当該要請を受領したものとみなされる。

(c) 両付録締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、要請の受領の日の後十五日以内に協議を開始する。

(d) 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この3の規定に基づく協議については、第二十八・五条（協議）5から8までの規定を準用する（注）。

注 この(d)の規定の適用上、第二十八・五条（協議）6及び7の規定中「この条」とあるのは、「この3」と読み替えるものとする。

4 (a) 3 (a)の規定に基づいて協議を要請した一方の付録締約国は、両付録締約国が3 (a)の規定に基づく協議の要請の受領の日の後三十日の期間内に問題を解決することができない場合には、他方の付録締約国に

宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる。

(b) 申立付録締約国は、第二十七・五条（連絡部局）1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、(a)の規定に基づく要請を他の締約国に対して同時に送付する。

(c) パネルの設置については、第二十八・七条（パネルの設置）3、4及び7の規定を準用する。パネルは、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この条及び手続規則の規定（6に定める期間についての規定に従うことを条件とする。）に適合する方法で構成する。

5 (a) 付託事項は、両付録締約国がパネルの設置の要請の到達の日の後十五日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

(i) この協定の関連する規定に照らし、4(a)の規定に基づくパネルの設置の要請において付託される問題を検討すること。

(ii) 8の規定において準用する第二十八・七条（最初の報告書）4の規定に定めるところにより、理由を付して、認定及び決定を行い、並びに共同で要請された勧告を行うこと。

(b) 申立付録締約国が、パネルの設置の要請において、ある措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規

定の意味において利益を無効にし、又は侵害していると主張する場合には、付託事項にその旨を記載する。

6 (a) パネルは、三人の構成員から成る。

(b) 両付録締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、パネルを構成するために次の手続を適用する。

(i) 4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後十五日の期間内に、一方において申立付録締約国及び他方において被申立付録締約国は、それぞれ一人のパネルの構成員を任命し、その任命について相互に通報する。

(ii) 紛争解決手続は、申立付録締約国が(i)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、当該期間が満了した時に終了する。

(iii) 申立付録締約国は、被申立付録締約国が(i)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後二十日以内に、次のいずれかの方法により、任命されていない当該パネルの構成員を選出する。

(A) 第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づいて作成される

被申立付録締約国の名簿の中から選出する方法

(B) 被申立付録締約国が第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づく名簿を作成していない場合には、同条の規定に従って作成されるパネルの議長の登録簿の中から選出する方法

(C) 被申立付録締約国が第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づく名簿を作成しておらず、かつ、同条の規定に従ってパネルの議長の登録簿が作成されていない場合には、申立付録締約国によって指名される当該申立付録締約国の国民でない三人の候補者の名簿の中から無作為抽出によって選出する方法

(iv) 議長としての職務を遂行するパネルの第三の構成員の任命については、次のとおりとする。

(A) 両付録締約国は、議長の任命について合意するよう努める。

(B) 両付録締約国は、4(a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後十五日の期間内に(A)の規定に従って議長を任命することができない場合には、パネルの設置の要請の到達の日の後二十日の期間内に、第二十八・十一條（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成

される登録簿の中から無作為抽出により議長を選出する。

(C) 登録簿が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されておらず、(A)及び(B)の規定を適用することができない場合には、各付録締約国は、それぞれ三人までの候補者を指名することができる。議長は、4 (a)の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後二十日の期間内に、指名されるそれらの候補者の中から無作為に選出される。

(D) 議長は、いずれかの付録締約国の国民であってはならないものとし、第二十八・十一条（パネルの議長 of 登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の構成員に任命される両付録締約国の国民は、この(iv)の規定に基づく選出の手順から除外されるものとする。

(v) 両付録締約国は、(iii)又は(iv)(B)の規定に従って選出されるパネルの構成員がパネルの職務を遂行することができない場合には、当該パネルの構成員に支障があることを知った日の後五日以内に、当該パネルの構成員が(iii)の規定に従って選出される場合には名簿の残りの者の中から、当該パネルの構成員が(iv)(B)の規定に従って選出される場合には登録簿の残りの者の中から、別のパネルの構成員を選出するために会合する。

(vi) この6の規定に従って任命されるパネルの構成員が、手続の過程において又は10(b)、13若しくは17の規定に従ってパネルが再招集される時に、辞任する場合又はパネルの職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命のためのこの(b)に規定する選出の手続に従って十二日以内に任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの活動は、当該後任のパネルの構成員の任命までの間停止されるものとし、この条及び手続規則に規定する全ての期間は、当該活動が停止された期間延長されるものとする。

(vii) 選出の手続については、第二十八・九条（パネルの構成）4、5及び10の規定を準用する（注）。

注 この(vii)の規定の適用上、第二十八・九条（パネルの構成）10の規定中「この条」とあるのは、「この6」と読み替えるものとする。

7 全てのパネルの構成員は、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1に定める要件を満たすものとする。8の規定において準用する第二十八・六条（あっせん、調停及び仲介）の規定によって紛争に関与した個人は、当該紛争のパネルの構成員としての職務を遂行してはならない。

8 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この条の規定に基づくパネルの手続については、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）、第二十八・十二条（パネルの任務）、第二十八・十五条（専門家の役割）、第二十八・十六条（手続の停止又は終了）、第二十八・十七条（最初の報告書）及び第二十八・十八条（最終報告書）の規定を準用する（注）。ただし、次の場合を除く。

注 この8の規定の適用上、第二十八・六条（あつせん、調停及び仲介）4の規定中「次条（パネルの設置）」とあるのは「4」と、第二十八・十二条（パネルの任務）2及び第二十八・十六条（手続の停止又は終了）1の規定中「この章」とあるのは「この条」と、第二十八・十七条（最初の報告書）5の規定中「3」とあるのは「8(a)」と読み替えるものとする。

(a) パネルは、第二十八・十七条（最初の報告書）3の規定に関し、パネルの最後の構成員の任命の日の後百二十日以内に最初の報告書を両付録締約国に提示する。

(b) パネルは、第二十八・十七条（最初の報告書）4の規定に関し、違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたかどうかについても決定する。

(c) 付録締約国は、第二十八・十七条（最初の報告書）7の規定に関し、最初の報告書の提示の後十日以内又は両付録締約国が合意するその他の期間内に、パネルに対し、最初の報告書に関する書面による意見を提出することができる。

(d) パネルは、第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に関し、最初の報告書の提示の後二十日以内に、両付録締約国に対し、最終報告書（全会一致の合意が得られない問題に関する別個の意見を含む。）を提示する。両付録締約国は、秘密の情報を保護する手段をとった後、当該最終報告書の提示の後七日以内に当該最終報告書を公表する。

9 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書の実施については、第二十八・十九条（最終報告書の実施）1及び2の規定を準用する（注）。

注 この9の規定の適用上、第二十八・十九条（最終報告書の実施）1の規定中「この章」とあるのは、「この条」と読み替えるものとする。

10 (a) 申立付録締約国は、パネルが最終報告書において次の(i)のいずれかのことを決定し、かつ、次の(ii)のことを決定する場合には、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、11から17までの規定に従

い、被申立付録締約国に対する利益の適用を停止し、又は行動をとることができる。

(i) (A) 問題となっている措置がこの協定に基づく付録締約国の義務に適合しないこと。

(B) 付録締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったこと。

(C) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。

(ii) パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼしたこと。

(b) 両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、(a)(i)の規定に基づいてパネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害が、申立付録締約国からの原産自動車の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に著しく影響を及ぼさなかったとパネルが最終報告書において決定する場合には、第二十八・十九条（最終報告書の実施）3から7まで、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））及び第二十八・二十一条（履行状況の審査）に定める手続を準用する。

11 申立付録締約国は、自国が課する統一システムの第八七・〇三項、アメリカ合衆国統一関税率表（以下

この条において「HTSUS」という。）八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇又はHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、14(a)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D（関税に係る約束）の申立付録締約国の表に従って削減が開始された日以後に、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、当該原産自動車の関税率を次の程度まで引き上げることができる。

(a) 8(d)の規定に基づく最終報告書の公表の後九十日までの期間については、当該自動車の実行最恵国税率を超えない程度

(b) その後は、当該自動車の実行最恵国税率から、当該税率と14(a)(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して調整された附属書二―D（関税に係る約束）の申立付録締約国の表に定める当該原産自動車の関税率との差の五十パーセントを減じて得た税率を超えない程度

ただし、申立付録締約国は、パネルが13に規定する決定を行った後、この11の規定に基づき、被申立付録締約国に対する利益の適用を停止してはならない。

12(a) 申立付録締約国は、10(a)に規定する決定を含む最終報告書の公表後はいつでも、14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づいて利益を停止する意図又は14(a)(i)の規定に基づいて行動をとる意図を被申立付録締約国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立付録締約国が14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づいて停止することを提案する利益の程度又は14(a)(i)の規定に基づいて行動をとるための利益の程度を特定する。申立付録締約国は、この(a)の規定に基づいて通報した後はいつでも、14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づいて停止することができる利益の程度又は14(a)(i)の規定に基づいて行動をとるための利益の程度を決定するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

(b) 被申立付録締約国は、14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づいて停止することが提案され、若しくは停止された利益の程度若しくは14(a)(i)の規定に基づいて行動をとるための利益の程度が明らかに過大であること又はパネルが存在すると決定した違反若しくは無効化若しくは侵害を自国が除去したことを認める場合には、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

- (c) 被申立付録締約国は、申立付録締約国が(a)の規定に基づいて通報を行ったかどうかを問わず、次の場合には、13の規定に基づく利益の程度を決定するためにパネルを再招集するよう要請することができる。
- (i) 申立付録締約国が11の規定に基づいて関税率を引き上げた場合
  - (ii) 申立付録締約国が14(a)(i)の規定に基づいて関税の段階的な撤廃の期間の開始を延期することができる期間を決定することを目的とする場合
- (d) 一方の付録締約国は、書面によりパネルの再招集の要請を他方の付録締約国に送付する。
- 13 パネルは、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、12の規定に基づく要請の到達の日の後できる限り速やかに再招集されるものとし、パネルが再招集された後九十日以内に、申立付録締約国が停止することができる利益の程度についての決定を両付録締約国に提示するものとする。パネルは、申立付録締約国が14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づいて停止することができる利益の程度又は14(a)(i)の規定に基づいて行動をとるための利益の程度を次の(a)と(b)との和として決定する。
- (a) 第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））5に規定する同等の効果を有する利益の程度

- (b) (a)に規定する利益の程度に統一システムの第八七・〇三項に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の申立付録締約国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の統一システムの第八七・〇三項に分類される申立付録締約国からの原産自動車の被申立付録締約国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均に対する比率を乗じて得た利益の程度（この利益の程度と(a)に規定する利益の程度との和が、統一システムの第八七・〇三項に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三・七五パーセントとHTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇及びHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三十七・五パーセントとの和を超えない範囲内のものとする。）

14 申立付録締約国は、パネルが13に規定する決定を行った後、次のいずれかのことを行うことができる。

- (a) (i) 自国が課する統一システムの第八七・〇三項、HTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS

S 八七〇四・三二・〇〇又はHTSUS 八七〇四・九〇・〇〇に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、この(i)の規定(注1)に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D(関税に係る約束)の申立付録締約国の表に従って削減が開始される日前に、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、統一システムの第八七・〇三項、HTSUS 八七〇四・二一・〇〇、HTSUS 八七〇四・二二・五〇、HTSUS 八七〇四・二三・〇〇、HTSUS 八七〇四・三二・〇〇、HTSUS 八七〇四・三三・〇〇又はHTSUS 八七〇四・九〇・〇〇に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の関税の段階的な撤廃の期間の開始を次の(A)及び(B)の規定に従って延期すること(注2、注3)。

注1 申立付録締約国は、自国が課するこの(i)に規定する被申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、この(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D(関税に係る約束)の申立付録締約国の表に従って削減が開始される日の前日において、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示されたが、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネ

ルが決定しておらず、かつ、相互に満足すべき解決が得られていない場合において、13に規定するパネルの決定が当該削減が開始される日の前日の後に発出されるときは、次のことを行うことができる。

(a) 当該申立付録締約国が課するこの(i)に規定する被申立付録締約国からの原産自動車の関税率の一回目の引下げが生じたであろう日から九十日までの期間、当該自動車の実行最恵国税率を超えない程度まで当該原産自動車の関税率を引き上げること。

(b) パネルが13に規定する決定を発出した日が、当該申立付録締約国が課する当該原産自動車の関税率の一回目の引下げが生じたであろう日の後九十日を超える場合には、当該引下げが生じたであろう日の後九十日目の日以後、11(b)の規定によって当該原産自動車の関税を引き上げること。

(c) パネルが13に規定する決定を行った後、14(a)(ii)の規定に従って利益の適用を停止すること。

注2 関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期に際し、申立付録締約国は、この(i)の規定に基づいて決定される期間、この(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して、予定される関税の引下げを延期することができる。

注3 申立付録締約国は、自国が課するこの(i)に規定する被申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、この(i)の規定

に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D（関税に係る約束）の申立付録締約国の表に従って削減が開始される日の前日において、パネルが13の規定に従って利益の程度を決定したが、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定しておらず、かつ、相互に満足すべき解決が得られていない場合には、次のことを行うことができる。

(a) この(i)の規定に従って関税の段階的な撤廃の期間の開始を延期すること。ただし、違反又は無効化若しくは侵害の期間は、当該申立付録締約国が課する当該原産自動車の関税につき、この(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D（関税に係る約束）の申立付録締約国の表に従って削減が開始されたであろう日の前日に終了するものとみなす。

(b) (i) その後九十日までの期間は、当該自動車の実行最恵国税率を超えない程度まで当該原産自動車の関税率を引き上げること。

(ii) その後は、14(a)(ii)の規定に従って利益の適用を停止すること。

(A) 当該申立付録締約国が関税の段階的な撤廃の期間の開始を延期することができる期間は、違反又は無効化若しくは侵害の期間に、パネルが13の規定に従って決定する利益の程度を統一システムの

第八七・〇三項に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三・七五パーセントとHTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇及びHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三十七・五パーセントとの和で除した数を乗じたものとする。

(B) この(i)の規定の適用上、違反又は無効化若しくは侵害の期間は、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された日に開始し、被申立付録締約国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した日又は相互に満足すべき解決に達した日に終了する。ただし、パネルが13に規定する決定を発出した日がパネルが再招集された日の後九十日を超える場合には、当該決定の発出が九十日を超えた日数は、違反又は無効化若しくは侵害の期間に含まれない。

(ii) 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、

申立付録締約国が課する統一システムの第八七・〇三項、HTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇又はHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される被申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D（関税に係る約束）の申立付録締約国の表に従って削減が開始された日以後に、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、当該原産自動車について、パネルが13の規定に従って決定した程度まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。ただし、申立付録締約国は、パネルが13(a)の規定に従って決定した利益の程度が当該原産自動車について停止され得る利益の程度を超える場合に限り、当該原産自動車以外の被申立付録締約国からの原産品について、当該原産品の実行最恵国税率を超えない程度まで関税率を引き上げることができる。

(b) 被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、申立付録締約国が課する統一システムの第八七・〇三項及び第八七・〇四項に分類される自動車の実行最

恵国税率が無税である場合には、被申立付録締約国からの原産品について、パネルが13の規定に従って決定した程度まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

- (i) 被申立付録締約国によって課される統一システムの第八七・〇三項、HTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇又はHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、(a)(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D（関税に係る約束）の被申立付録締約国の表に従って削減が開始される日前に、10(a)に規定する決定を含む最終報告書が8(d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、パネルが13に規定する決定を發出した日の後九十日までの期間は、被申立付録締約国からの原産品について、パネルが13の規定に従って決定した年間の利益の程度の四分の一の程度まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

- (ii) 被申立付録締約国によって課される(i)に規定する申立付録締約国からの原産自動車の関税につき、(a)(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮し

て附属書二―D（関税に係る約束）の被申立付録締約国の表に従って削減が開始された日以後に、10 (a)に規定する決定を含む最終報告書が8 (d)の規定に基づいて両付録締約国に提示された場合には、次のことを行うこと。

(A) パネルが13に規定する決定を発出した日の後九十日までの期間は、被申立付録締約国からの原産品について、統一システムの第八七・〇三項に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三・七五パーセントとHTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇及びHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車のアメリカ合衆国への直近の四年における年間輸入量の合計額の平均の三十七・五パーセントとの和の四分の一の額まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

(B) パネルが13に規定する決定を発出した日がパネルが再招集された日の後九十日を超える場合には、パネルが当該決定を発出した後九十日目の日以後、当該決定の発出が九十日を超えた日数の

間、被申立付録締約国からの原産品について、(A)に規定する額の二分の一を超えない額まで被申立付録締約国に対する利益の適用を停止すること。

ただし、産品に適用される引上げ後の関税率は、当該産品の実行最恵国税率を超えてはならない。

15 11又は14(a)(ii)若しくは(b)に規定する利益の停止は、一時的な措置とし、被申立付録締約国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ適用される。

16 (a) 申立付録締約国は、関税率の引上げが効力を生ずる日までに、11又は14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づく関税率の引上げを被申立付録締約国に対して書面により通報する。

(b) 申立付録締約国は、14(a)(i)に規定する原産自動車の関税率の一回目の引下げが生じたであろう日の前日までに、14(a)(i)の規定に基づく関税の段階的な撤廃の期間の延期の期間を被申立付録締約国に対して書面により通報する。

17 (a) 被申立付録締約国は、パネルによって認定された違反又は無効化若しくは侵害を除去したと認める場合には、11から14までに定める手続を妨げることなく、申立付録締約国に対する書面による通報によ

り、問題をパネルに付託することができる。パネルは、被申立付録締約国が書面による通報を行った後九十日以内に当該問題に関する報告書を発出する。

(b) 申立付録締約国は、被申立付録締約国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定する場合には、11又は14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づく利益の停止を速やかに解除する(注)。

注 この条の規定の適用上、付録締約国は、当該利益の停止が行われなかったとしたならば適用したであろう税率まで関税を引き下げるにより、11又は14(a)(ii)若しくは(b)の規定に基づく利益の停止を解除する。

18 この条に定める手続は、この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日の後二年目の年の一月一日から、アメリカ合衆国が課する統一システムの第八七・〇三項、HTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇及びHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車の関税が、14(a)(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D(関税に係る約束)のアメリカ合衆国の表に従って撤廃された日の後五年を経過する日まで適用する。もつとも、当該手続は、当該五年を経過した日に先立ちパネルが8

(d)に規定する最終報告書を提示した紛争については、引き続き適用する(注)。

- 注 アメリカ合衆国が課する統一システムの第八七・〇三項、HTSUS八七〇四・二一・〇〇、HTSUS八七〇四・二二・五〇、HTSUS八七〇四・二三・〇〇、HTSUS八七〇四・三一・〇〇、HTSUS八七〇四・三二・〇〇又はHTSUS八七〇四・九〇・〇〇に分類される日本国からの原産自動車の関税につき、14(a)(i)の規定に基づいてとられた行動の結果としての関税の段階的な撤廃の期間の開始の延期を考慮して附属書二―D(関税に係る約束)のアメリカ合衆国の表に従って削減が開始される日前に、4(a)の規定に基づくアメリカ合衆国の要請により設置されたパネルが、問題についてその最終報告書において違反又は無効化若しくは侵害が存在すると決定しない場合には、次のいずれかの日から、当該原産自動車の関税の削減が開始される日までの期間に、一方の付録締約国が4(a)の規定に基づいてパネルの設置を要請した問題について、10から17までに定める手続に代えて、第二十八・十九条(最終報告書の実施)3から7まで、第二十八・二十条(未実施(代償及び利益の停止))及び第二十八・二十一条(履行状況の審査)に定める手続を準用する。
- (a) この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日の後十五年目の年の一月一日
- (b) この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日の後十五年目の年の一月一日以前に最終報告書が提示されていない場合には、当該最終報告書が提示された日

19 両付録締約国は、いずれか一方の付録締約国の要請に応じ、この協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生ずる日の後五年を経過した後及びその後は両付録締約国が決定する間隔で、この条の規定の運用及び実効性について見直しを行う。

#### 第八条

1 一方の付録締約国は、他方の付録締約国が提案することを検討しており、又は既に提案した自動車に関する非関税措置について、当該他方の付録締約国が意見を求めるために当該非関税措置を公表しているかどうかにかかわらず、当該他方の付録締約国に対し、協議のための手続を開始するよう書面により要請することができる。

2 協議のための手続は、両付録締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1の規定に基づく要請の受領の日の後十日以内に進める。当該要請を受ける付録締約国は、1に規定する非関税措置に関し、当該要請を行った付録締約国に対して、問題を提起し、及び照会する機会を与え、可能な限り情報の提供を行い、並びに当該要請を行った付録締約国の意見を聴取する。

3 1の規定に基づく要請が、意見を求めるために公表されている非関税措置の案に関するものである場合

には、当該要請を受けた付録締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合を除くほか、意見の提出期間の間に当該非関税措置の案を実施することを差し控える。

4 1の規定に基づいて要請が行われた非関税措置が採用された場合において、当該要請を行った付録締約国が、当該非関税措置が第二十八・三条（適用範囲）1(b)に規定するこの協定の義務に適合しておらず、又は当該非関税措置が同条1(c)の規定の意味において利益を無効にし、若しくは侵害していると認めるときは、当該要請を行った付録締約国は、その旨を他方の付録締約国に対して書面により通報することができる。その通報には、問題となっている措置の特定及び申立ての法的根拠の記載を含むものとする。当該通報を行った付録締約国は、当該通報の受領の日の後十四日目の日の後はいつでも、前条4の規定に基づいてパネルの設置を要請することができる（注）。ただし、いずれか一方の付録締約国の要請がある場合には、両付録締約国は、当該問題について、当該通報の受領の日の後十四日以内に協議を開始する。

注 この4の規定に基づく通報を行った付録締約国は、前条3(a)の規定に基づいて協議を要請することなしに、この4及び5に規定するパネルの設置を要請することができる。

5 両付録締約国が4の規定に基づく協議を行う場合には、いずれの付録締約国も、4の規定に基づく通報の受領の日の後十四日以内に追加的な協議を要請することができる。その要請が行われた場合には、両付録締約国は、その後速やかに追加的な協議を行う。この場合には、当該通報を行った付録締約国は、当該通報の受領の日の後三十日目の日の後はいつでも、前条4の規定に基づいてパネルの設置を要請することができる。

6 4及び5の規定に基づく協議については、第二十八・五条（協議）5から8までの規定を準用する（注）。

注 この6の規定の適用上、第二十八・五条（協議）6及び7の規定中「この条」とあるのは、「4及び5」と読み替えるものとする。

#### 第九条（注）

注 いずれの付録締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）又は第七条の規定による紛争解決を求めてはならない。

1 両付録締約国は、ここに各付録締約国の関係当局の代表者から成る自動車に関する二国間特別小委員会

(以下この条において「日米自動車特別小委員会」という。)を設置する。日米自動車特別小委員会は、次のことを行う。

- (a) この協定に基づく自動車に関する義務の実施を監視すること。
- (b) 一方の付録締約国が提起した両付録締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼす自動車及び自動車部品に関連する措置の作成及び実施に関する問題を解決するため協議すること。
- (c) 第二条4に規定する実施後の見直しに関する情報の交換を行うこと。
- (d) 新たな問題（代替燃料を使用する自動車の製造、輸入、販売及び通行を含む。）についての一層の協力及び他の市場に関する問題についての両付録締約国間の協力を円滑にすること。
- (e) 自動車及び自動車部品に関し、二国間の、地域的な及び世界的な市場の発展並びに貿易、投資、生産、販売及び流通の傾向を監視すること。
- (f) 日米自動車特別小委員会の活動に関連する事項であつて両付録締約国が合意するものについて、両付録締約国の利害関係者から情報の提供を受けるための機会を設けること。
- (g) 両付録締約国が合意する場合には、他の問題に取り組むこと。

2 日米自動車特別小委員会は、いずれか一方の付録締約国の要請があった場合には会合し、及び両付録締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、少なくとも年一回会合する。会合は、両付録締約国が決定する場所において及び手段により開催する。